

令和 8 年 2 月 総会議事録

日 時 令和 8 年 2 月 26 日 (木)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東館 85 会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 令和8年2月26日(木)
午前9時30分開会 午前10時22分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東館85会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

- 議案第101号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第102号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第103号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第104号 農用地利用集積等促進計画について(利用権の設定)
- 議案第105号 農用地利用集積等促進計画について(利用権の移転)
- 議案第106号 地域計画区域外の農用地利用集積等促進計画について
(利用権の設定)
- 議案第107号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更
について
- 議案第108号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を
行っている旨の証明について
- 議案第109号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認
について
- 議案第110号 地域計画の変更について

(2) 報告

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出
について(事務局長専決)
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出
について(事務局長専決)
- 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第5号 現況証明について
- 報告第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 報告第7号 農地基本台帳の登載について

報告第 8 号 所有者不明農地にかかる農業委員会による探索結果の
公示について

報告第 9 号 豊橋市農地移動適正化あっせん委員の指名について

報告第 10 号 豊橋市農地移動適正化あっせん事業の報告について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	2 番 岩瀬 宏二	3 番 太田由美子
4 番 大竹 孝夫	5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁
7 番 近藤 好幸	8 番 佐野恵美子	9 番 杉浦 圭志
10 番 陶山 哲	11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生
13 番 中山 信廣	14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子
16 番 彦坂 正志	17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ
19 番 前田 裕子	20 番 水野 敏久	21 番 村田 佳也
22 番 村松 桂子	23 番 森下 秋吉	24 番 山崎 裕通

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4 名

農業企画課 3 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和 8 年 2 月総会を開会いたします。

水野会長、よろしくお願いいたします。

会 長 (挨拶)

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長 出席委員は、委員総数 24 名中 24 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」

異議なしと認め、

議席番号22番 村松桂子委員、同23番 森下秋吉委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、12日の書類説明会及び終了後の農業委員による現地調査を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

番号8番の案件について、申請地に変更が生じております。書類説明会の時点の申請地は、植田町地内始め7筆でしたが、書類説明会后に植田町地内の1筆が追加されました。当該土地は、変更前の申請地と一体的に農地として利用できる状況であり、現地調査の結果も問題ありませんでしたので、植田町地内始め8筆を変更後の申請地とさせていただきます。

番号9番の案件について、経営農地の一部において、雑草が目立つ状態でしたが、現地写真にて、保全管理状態となったことを確認しております。また、東七根町の農地において砂利敷きとなっていた箇所については、農業用施設申出書が提出され、農業用駐車場として使用されていることを確認しております。

番号10番の案件について、豊川市の経営農地における利用状況に関して、豊川市農業委員会より回答があり、全部効率利用要件を満たしていることを確認しております。

番号14番の案件について、南大清水町地内及び東赤沢町地内の農地の一部が砂利敷きとなっておりましたが、農業用施設申出書が提出され、農業用駐車場として利用されることを確認しております。また、1月に実施した審査会にて確認事項となっておりました、経営農地における営農状況につきましては、出荷先等がわかる資料が提出されました。あわせて、現地調査及び現地写真により、経営農地の耕作状況についても問題ないことを確認しております。

その他については、変更、取下げ等はございません。

また、本日は議案のほかに、農地法第3条番号14番の案件について、1月に実施した審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局 はい、議長。転用関係につきましては、12日の説明会以降、これまでの対応状況につき説明いたします。

5条6番の原町でのバス駐車所の案件について、現地調査時に敷地の一部が砕石敷きである状況を確認しました。所有者へ砕石敷きの利用用途について確認しておりましたが、書類説明会后に地主より農地への進入路として利用していた旨、報告がありました。農業用進入路は農地転用許可が不要なものであるため、今回の申請地については、違反転用ではないものと判断いたしました。

その他変更・取下げ等はございません。よろしくお願いいたします。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長 それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議長 資料1 議案第101号

「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から14番までの14件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第101号、1ページから2ページまでをご覧ください。

番号1番から14番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可ができない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 102 号

「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 102 号、3 ページをお願いします。

番号 1 番の 1 件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣接地が申請地所有者と同一である案件です。

一時転用については、該当ありません。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 103 号

「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から8番までの8件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第103号、4ページから5ページをお願いします。

番号1番から8番までの8件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、承諾を得た旨の記載がある案件は番号3番・4番・5番・8番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番・2番・6番・7番です。

一時転用については、番号6番が該当し、バス停の停留所を設置する案件で25ヶ月間の計画であり、農地復元誓約書の添付があります。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

議長

続きまして 別添資料 1-1 議案第104号

「農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）」を議題といたします。

利用権設定の番号1番から44番までの44件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。
議案第 104 号 農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）について、説明させていただきます。
農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定にかかる申し出があったもののうち 4 月 1 日付契約開始分について、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見を願います。
別添資料 1-1 をご覧ください。1 ページから 8 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金から担い手へ利用権を設定する案件が 44 件 98 筆 122,428.42 m²でございます。
ご意見のほどよろしく願います。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。
よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく別添資料 1-1 議案 105 号
「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題といたします。
利用権移転の番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。
議案第 105 号農用地利用集積等促進計画（利用権の移転）について、説明させていただきます。
農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見を願います。

別添資料 1-1、9 ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い手に利用権を設定し、令和 8 年 4 月 1 日付で利用権が移転する案件が 3 件 4 筆、6,789.00 m²でございます。

ご意見のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願ひます。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして、資料 1 に戻り 議案第 106 号

「地域計画区域外の農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）」を議題といたします。

番号 1 番から 2 番までの 2 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 106 号 地域計画区域外の農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定等は、原則地域計画の区域内で行われるものです。本件については、神野新田町地内始め 3 筆の地域計画区域外の農地となりますが、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、4 月 1 日付契約開始分として、農用地利用集積等促進計画を作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対して要請するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願ひます。

委 員 「進 行」

- 議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
- これより採決に入ります。本案については、原案のとおり愛知県農地中間管理機構に要請することに決して異議ございませんか。
- 全員 「異議なし」
- 議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり要請することに決しました。
- 議長 続きまして 同じく資料1 議案第107号
「農業振興地域整備計画のうち農用地 利用計画変更について」を議題といたします。
- 除外についての番号1番から10番までの10件を一括上程いたします。
- 内容については、市農業企画課に説明を求めます。
- 農業企画課 はい、議長、議案第107号について説明させていただきます。
豊橋市農業振興地域整備計画のうち、今回の農用地利用計画変更については、除外及び地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画が10件、面積10,456.53㎡となっております。
- 今回の案件につきましては、1月15日の書類説明会において農業委員の皆様方にご説明し、問題がないことを確認させていただきましたので、本日の農業委員会総会の議案に上程させていただきます。
- 除外案件の目的としましては、1番が分家住宅、2番が農家住宅、3番が駐車場、作業場、資材置場、4番が駐車場、作業場、資材置場、5番が駐車場、資材置場、6番が駐車場、7番が駐車場、8番が分家住宅、9番が駐車場、資材置き場、作業場、10番が資材置場となります。内容を検討した結果、全て申し出の農用地以外に事業計画に適する土地がなく、今回の申し出に及んだものです。
- 以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第3条の2（農業振興地域整備計画の策定または変更）第1項 及び 第4条の5（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設） 第1項 第27号イに基づき、ご審議をお願いするものです。
- ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。
- 高部委員 6番について伺います。今回当該地の除外は運送業を営む申出人の駐車場として転用する目的とのことだが、隣接する申出人所在地と高

低差があるため土地造成の有無についてご教示ください。

農業企画
課 切土及び盛土は無く整地の上アスファルト敷きとすることとなり、法面への階段設置により申出人所在地へのアクセスを確保する計画となっております。

高部委員 承知しました。

議長 他にございませんか。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第108号

「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号1番から4番までの4件を一括上程いたします。

なお、番号3番は、藤城委員の親族が申請者であるため「農業委員会等に関する法律」第31条の議事参与の制限に該当いたします。

藤城委員は、関係案件のみ一時退席いたしますので、よろしく願います。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第108号 8ページをご覧ください。

議案第108号は継続して相続税納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この4件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
先ほど説明しましたが、議事参与の制限により、番号3番の1件、
それ以外の案件と2つに分けて審議していただくということで、進め
て参りたいと思います。
まず、番号3番の1件を審議いたします。藤城委員は退席してくだ
さい。

〈藤城委員 退席〉

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願いま
す。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打
ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行するこ
とに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。よって本案は、さよう決しました。
藤城委員は復席してください。

〈藤城委員 復席〉

議 長 続きまして、番号3番を除く3件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打
ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行するこ
とに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく資料1 議案第109号

「相続税 納税猶予に関する 特例農地等の利用状況確認につい
て」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第109号 9ページをご覧ください。

議案第 109 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この 1 件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。

以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして 別添資料 1-2 議案第 110 号

「地域計画の変更について」を議題として上程いたします。

それでは内容について、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画 はい、議長。

課 議案第 110 号 地域計画の変更について説明させていただきます。別紙 1-2 をご覧ください。

2 月 12 日の書類説明会でご説明したとおり、3 月公告分の地域計画について変更の必要が生じたので、変更について前もってご意見をお伺いするものです。

なお、地域計画の変更については、7 地域において、合計 350 筆、386,206.28 m²です。

地域計画からの除外に関する案件は、

- 農振除外の申請に先立つ案件が 14 筆、7,583.33 m²
- 農地転用の申請に先立つ案件が 17 筆、11,063 m²
- 非農地証明・現況証明の発行、非農地判断に関する案件が 60 筆、36,637.95 m²

耕作者の変更に関する案件は、

- 農地法 3 条の許可に伴う案件が 39 筆、37,726 m²

- 農用地利用集積等促進計画の作成に伴う案件が 196 筆、248,988 m²
- 解約による耕作者不在への変更が 23 筆、43,941 m²
- 担う者の追加による変更が 1 筆、267 m²

でございます。

なお、農用地利用集積等促進計画をはじめ、農業利用を目的とした権利設定、転用等を行う場合には、地域計画の変更前にこれらの許可をすることができることとされていることから、当該案件については既に許可等がなされていることを申し添えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議 長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。資料 1 10 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 5 番までの 5 件、及び 11 ページからの報告第 2 号の番号 1 番から 13 ページ 18 番までの 18 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 14 ページをお願いします。

報告第 3 号の番号 1 番から 2 番までの 2 件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。

すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に 15 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 18 ページ 23 番までの 23 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 19 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、16 日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番は境内地、2 番は畑、宅地及び農業用施設、3 番は雑種地でした。

次に 20 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番の 1 件については、名古屋法務局 豊橋支局 登記官からの照会です。

番号 1 番は平成 12 年に現況証明が出された土地ですが、現地調査の結果、農地性は無いと確認されたものの、豊橋北西部土地改良区の受益地であることから「農地」と判断し、1 月 29 日付で事務局長名で回答しています。

次に 21 ページをお願いします。

報告第 7 号の番号 1 番から 4 番までの 4 件について、うち 3 番の 1 件については、8 月総会議案第 50 号「再生利用が困難な農地における非農地判断について」において「非農地」と判断され、一旦農地基本台帳より削除された農地のうち、所有者から農地である旨の申告がありました。再度現地調査により各地区担当委員にご確認いただき、現況が農地であることを確認しましたので、本総会終了後 26 日付けで農地基本台帳に登載する予定です。

残りの 3 件については、農地基本台帳に登載されていない土地について、農地である旨の申告がありました。地区担当委員にご確認いただき、現況が農地であることを確認しましたので、25 日付けで農地基本台帳に登載しました。

次に 22 ページをお願いします。

報告第 8 号「所有者不明農地の公示について」ご説明いたします。対象農地は植田町地内の田になります。こちらは、遊休化の恐れがある農地を農地中間管理機構に貸付する際に、所有者が不明の時又は共有地で過半の持分を有する共有者の所在が不明の場合は、農業委員会が所有者を探索することになっております。探索によっても所有者が

判明しなかった場合は、農業委員会がその旨を公示し、最終的に県知事の裁定を受けて、農地中間管理機構が 利用権を設定することになります。

次に 23 ページをお願いします。

報告第 9 号 豊橋市農地移動適正化あっせん委員の指名について
をご覧ください。

あっせん申出者の住所氏名、あっせん対象農地の所在地、地目、面積、所有者は資料のとおりです。あっせん委員につきましては、あっせん対象農地の所在地の地域の担当の農業委員さんに事前にお伝えを
しており、番号 1 番については南大清水町の担当委員である高部委員、番号 2 番については伊古部町の担当委員である水野会長に
お願いします。

次に 24 ページをお願いします。

報告第 10 号 豊橋市農地移動適正化あっせん事業の報告について
をご覧ください。

番号 1 番は、令和 7 年 12 月にあっせん委員の指名をした大崎町の農地です。

番号 2 番から 4 番は、令和 8 年 1 月にあっせん委員の指名をした農地で、番号 2 番は城下町及び杉山町、3 番は大崎町及び大清水町、4 番は下条西町の農地となります。

資料のとおり、所有権を移転することが決まりましたので、報告をいたします。

なお、番号 2 番につきまして、1 月のあっせん委員指名報告において、所有者の報告錯誤がございました。今回の報告で訂正しておりますが、あっせん委員には予め訂正の連絡をさせていただいておりますので、手続き上の支障は生じておりません。ご承知おきください。

報告は以上です

議 長

報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長

次に 連絡事項を事務局よりお願いします。

事務局

(連絡事項)

議 長

その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前 10 時 22 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和8年2月26日

議 長
(会長 水野 敏久)

議事録署名者
(議席番号22番 村松 桂子 委員)

議事録署名者
(議席番号23番 森下 秋吉 委員)